

林 ただまさ

議会だより

コロナ禍、人と人との絆を大切に！

ホームページ「林ただまさ通信」 * あなたの声をお寄せ下さい

No. 50 令和3年1月1日

発行 林 ただまさ

住所 廿日市市地御前 3-13-3

電話 0829-36-1307

携帯電話 090-3376-9918

Email hayashi-tada@hi.enjoy.ne.jp

林ただまさ街づくり Blog

<http://mitsukosan.blog57.fc2.com/>

(議会、活動状況を逐次掲載)

《廿日市市議会》

令和2年12月定例会

(12月1日～12月17日)

議案14件、発議1件、所管事務調査、(決算認定15件)

私の一般質問(12月2日)

1. 市道地御前宮内線のグリーンフィールド(サッカー場)側の宮内方面の歩道整備について

(背景)

平成25年12月定例会で市道地御前宮内線開通に伴う渋滞対応、歩道整備の必要性を一般質問。



・その後、野坂中学校南口交差点出口の拡幅、グリーンフィールド近くの北側三叉路から宮内側はライン整備により歩道スペースが確保でき、野坂中学校近くの歩道未整備区間も地主のご協力により整備に繋がっている。

(質問) 林 ただまさ

市道地御前宮内線のグリーンフィールド入口と北側三叉路間約40mは未整備なので、改めて通学等の安全確保の為に前向きに検討してもらいたい。更にライン整備された三叉路より宮内側も側溝へのグレーチング敷設で更なる安全確保が必要である。これらについて市の考えを問う。

(答弁) 河崎 建設部長

市道地御前宮内線沿線には、野坂中学校やグリーンフィールドなどがあり歩行者の多い道路である。引き続き、歩道の未整備区間の解消に向け取り組む必要がある。これまでに地権者と歩道部分の用地協力について交渉を行ったが、同意を得られなかった経緯がある。残る未整備区間についても、引き続きタイミングを計りながら交渉を進める考えである。

2. 避難行動要支援者避難支援事業について

(背景)

・11月15日の中国新聞の一面に「災害弱者支援へ法改正」「個別計画、自治体努力義務に」という見出しがあり、一人一人の避難方法を事前に決めておく個別計画を災害対策基本法に基づく法定計画へ格上げし市町村の作成努力義務とする規定を追加する方向となっていると掲載。

(質問) 林 ただまさ

本市避難行動要支援者避難支援事業が令和元年度末で、47%になっているが、この進捗は地区によって差があるようである。そ



歩道未整備区間

ここで、以下の点について市の考えを問う。

①個別計画書が令和元年度末で要支援者に対し47%である理由はどうか。

②個別計画書は災害時の自助、共助、公助の主に共助になるが、基本的には町内会、自治会における支えあいやまちづくりであり、いかに活発なまちづくりになるかが作成率向上に繋がるがどうか。

③本来なら、個別計画書の作成率を100%にするべきで、現時点での災害時支援対応はどうか。

(答弁) 中川 福祉保健部長

①個別計画書の策定が進まない大きな要因としては、避難行動要支援者名簿を活用する観点から個人情報取扱いに対する不安感や、支援が必要な人に対する責任感から、精神的負担を感じてしまうと認識している。

②各地区の取組の核である地域の自治組織、共助による地域防災活動を担う自主防災組織、災害時の避難活動等の最前線を担う消防団、地域における最も身近な相談相手である民生委員児童委員の取組が相互に機能することで、

地域住民の命を守る避難支援に

繋がると考えており、これらが効

果的に連携できる体制づくりが

市の重要な役割であると考えて

おり、地域に働きかけていきたい。

③要支援者の中でも、特に優先的に避難を促すべきは、危険度の高

い土砂災害特別警戒区域の居住

者であり、市では、該当世帯に対

して、今年度、個別受信機を配布

し、早期に避難情報を伝える為の

環境を整えた。今後、現在※GIS

Sを活用して作成している、土

砂災害特別警戒区域に要支援者

の居住情報を重ねた地図を、地域

の避難支援団体に提供し、これを

機に個別計画書の策定に向けた

働きかけを行う予定である。また、

災害対策本部設置時に避難所と

なる各支部においても、GIS

による地図を備え、災害時の逃げ

遅れによる犠牲者を出さない体

制を築いていきたい。

※GISとは地理情報システムの意

3. 宮島法定外税について

(背景)

平成20年度に『宮島を守るための新しい税』が検討されたが、新税の導入が見送られた。

平成27～28年度に『廿日市市

法定外目的税検討委員会』でも新

税が検討されたが、導入に至らず。

令和元年5月18日に『宮島財源

確保検討委員会』から「宮島訪問

税」を第1順位として、「宮島入域

税」を第2順位として答申した。

(質問) 林 ただまさ

原因者課税に基づく宮島訪問

税は宮島住民、通勤通学者が非課

税で、それ以外の廿日市市民が課

税対象である。同じ廿日市市民が

区分されるのは、これまでも宮島

に関するものが市民税で成り立

っていたし、これからも市民税が

必要なことを踏まえるかどうか

と思われる。また、観光客の立場

からしても宮島訪問税を払うこ

とが宮島に負担をかけていると

いう認識になり、宮島の自然、歴

史、文化を支えていこうとする積

極的な気持ちになれないと思わ

れる。元々住民等の要望は入島税

の軽減であったので、応益課税の

宮島入域税で、頻度の多い方は年

払い制度で廿日市市民の取扱い

が同一であることが納得性のあ

るものと思われるがどうか。

(答弁) 加藤 宮島財源確保推

進担当部長

原因者課税による制度では、宮

島地域の住民や宮島への通勤者

等は、日常的に宮島を往来するの

みで、新たな行政需要を発生・増

幅させる原因者とはならず、課税

対象者とはならない。一方、宮島

地域以外の廿日市市民が宮島を

訪問することは、日常的な往来と

は考えにくく、廿日市市外の観光

客と同様に、来訪によって行政需

要を発生・増幅させる原因者と考

えており、宮島地域以外の廿日市

市民を課税対象とすることが、原

因者課税の考えに沿っている。

あとがき

・宮島法定外税については、元々住民等の要望は入島税の軽減であり、年払い制度で対応できるように、更に答申では税公平性の検証をしない、生活者視点に立って住民等が非課税の原因者課税の宮島訪問税を第1順位としている。3月定例会で条例案の上程予定であるが、是正を目指したい。

・コロナ禍、3波で本市の感染者も増加。今後市民との協働で、経済活動を維持する為にも感染予防の徹底を図りたいものである。

